

## 府議付議事案書

開催・令和2年6月24日

所管部課	企画財政部 検査担当	部長	田代 雄己	田代
件名	東大和市検査事務規程の一部を改正する訓令について			
関係 事項	条例 規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
部課 機関				
<p><b>1. 要旨</b>            民法の一部を改正する法律が施行され、瑕疵担保責任に関する見直しが行われたことに伴い、東大和市検査事務規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容            ・第26条中「きん少のかしが」を「契約の内容に適合しないものがあり、その程度が軽微で」に改める。</p> <p>(2) 施行日            決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果            法改正の内容に合った規程となり、適切な運用が図られる。</p>				
<p><b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b>            文書課において審査済み。</p>				
<p><b>3. 留意事項（問題点等）</b>            特になし。</p>				
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b>            庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p><b>5. 審議結果</b></p>				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。